事業者排出量削減計画書

	☑ 新規 □ 変更
(宛 先) 京都府知事	令和 2年 9月 15日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都府宇治市宇治小桜45番地の2	ユニチカグラスファイバー株式会社 代表取締役社長 藤井 実 電話 0774-25-2361

L				电前	0114 - 2		5 0 1	
主たる業種	ガラス繊維・同製品製造業				細分類番号	2	1 1 7	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則			第12条第1項第 第12条第1項第 第12条第1項第	2号又は第3号	-		
計 画 期 間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基 本 方 針	省電力・省エネルギー機器の導入、エネルギー消費効率の改善、廃棄物の抑制リサイクルの推進、全部門で 2001年取得の環境マネジメントシステムの活動項目の実施等で、CO2の削減を目指す。							
計画を推進するた めの体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置、省エネルギー推進委員会と連動して、実施計画の策定、月毎のエネルギー消費量 等の進捗管理体制を構築する。工場会議(係長以上参加)において、エネルギー使用状況の月毎の報告と確認の実施を行う。							
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標		7,436.1 トン ガスと冷水は	7, 334. 8 効率化で値	度 (3)年度 トン 7,535.3 ト トン 7,535.3 ト 吏用量減少傾向	ン 7, 455. 1 トン	-3.5 0.1 電力は高		
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (1)年度	第1年原 (2)年			増	減率	
	工場 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (生産量 (t)) 事業活動に伴う排出の量	3. 72	3. 7	75 3.74	3.74	0.63	バーセント	
					 が稼働増減の影 も、指標を生産			
重点的に実	ミ施する取組の実施計画 1	基準年度 (1)年度 100.0 (1)	第1年 (2)年 100.0	度 (3)年月		備	考	
具体的な取組及び 措置の内容	(2) 年 度	照明LED化、製品収率改善対策試験炉運転						
	(3) 年度	照明LED化、製品生産性改善対策試験炉運転						
	(4) 年度	照明LED化、省電力試験炉の運転						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ		毎月10日をノーマイカーデーとする ユニチカ㈱宇治事業所全体の方針として継続実施中						
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	第一 ~ 第三計画期間を通じて実施しており、引き続き実施する。						
備、再生可能エネ ルギーの利用その 他の地球温暖化対 策により削減する 量	区分	第1年度 (2)年度		第2年度 3)年度	第3年度 (4)年度	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力		トン	トン	トン			
	又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるも		トン	トン	トン			
	の 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン	トン	トン			
	合 計	0.0	トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	地域の美化清掃活動 クリーン宇治運動							
特 記 事 項	省エネルギー推進委員会を二ヶ月に一回第 毎月第二金曜日をノー残業デー(六時消灯 IS014001(取得済)に基づく従業員への環境) とする	施					

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定め